

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表  
令和5年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務について、地方自治法施行令  
第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定  
であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

令和5年3月30日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1)物品又は役務の名称及び数量	令和5年度 室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務
(2)契約者の選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであること。
(3)契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額（消費税込）が予定価格内であった場合、契約を締結する。
(4)見積書の提出場所	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 市民課
(5)見積書の提出期限	令和5年4月5日 午後1時必着
(6)契約担当部署名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 TEL 0887-22-5126 室戸市役所 市民課
備考	業務概要は別紙仕様書のとおり